

# 愛西市下水道使用料等改定案の概要

## 1. 改定の目的について

- (1) 愛西市全域（佐屋・立田・八開・佐織区域）の使用料の格差を是正し統一を図る。
- (2) 愛西市下水道事業の健全な運営を確保する。

## 2. 検討内容について

### <農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業>

- (1) 佐屋区域の使用料を値上げする。
- (2) 八開区域の使用料算定方法を世帯当たりから水量制へ変更する。
- (3) 10 m<sup>3</sup>までの基本使用料を0 m<sup>3</sup>から始まる小容量制を検討する。
- (4) 維持管理分担金制度を検討する。

### <公共下水道事業>

- (1) 10 m<sup>3</sup>までの基本使用料を0 m<sup>3</sup>から始まる小容量制を検討する。

### <佐織地区（コミュニティ・プラント）>

- (1) 愛西市下水道事業の使用料に合わせる。

## 3. 改定案について【資料一覧②】

### <農業集落排水等使用料> 資料番号1-1

- (1) 改定案①・②・③共通事項

佐屋区域：基本使用料 1,200 円/10 m<sup>3</sup>から 1,000 円/0 m<sup>3</sup>とする。

立田区域：基本使用料 1,500 円/10 m<sup>3</sup>から 1,000 円/0 m<sup>3</sup>とする。

八開区域：世帯当たりから水量制へ変更し基本使用料を1,000円/0 m<sup>3</sup>とする。

- (2) 各改定案の内容

- ・改定案①：超過使用料を3段階の区分とする。
- ・改定案②：超過使用料を4段階の区分とする。
- ・改定案③：超過使用料を公共下水道と同じ5段階区分とする。

### <維持管理分担金(農業集落排水及びコミュニティ・プラント)> 資料番号1-2

- (1) 維持管理分担金とは

- ・維持管理分担金は、宅地内に公共汚水ますが設置されていても、下水道へ接続していない方を対象に排水施設の維持管理に要する費用として徴収している。
- ・地方自治法第224条に基づき条例を定め徴収しており、違法性は無いものの、全国的に徴収している市町村は無い。

(2) 改定案

- ・基本使用料と同額の1,000円に設定する。

**<公共下水道事業使用料> 資料番号1-3**

(1) 改定案

- ・基本使用料1,500円/10m<sup>3</sup>を1,000円/10m<sup>3</sup>とする。
- ・超過使用料の現行区分に0m<sup>3</sup>超~10m<sup>3</sup>までを追加する。

**<温泉使用料加算> 資料番号1-4**

(1) 改定案

- ・佐屋区域を他区域と同じ、1使用月につき使用水量に1人当たり3m<sup>3</sup>を加算とする。

**<佐織地区地域し尿処理施設使用料> 資料番号1-5**

(1) 農業集落排水使用料等と同様の体系にする。(資料番号1-1)

- ・基本使用料を1,000円に設定する。
- ・改定案①：超過使用料を3段階の区分とする。
- ・改定案②：超過使用料を4段階の区分とする。
- ・改定案③：超過使用料を公共下水道と同じ5段階区分とする。

**4. 平均改定率について**

**(1) <下水道使用料事業別> 資料番号2-1**

事業	区域	改定案①	改定案②	改定案③
農業集落排水事業	佐屋区域	19.03%	19.25%	19.98%
	立田区域	6.15%	6.39%	6.88%
	八開区域	△29.83%	△29.69%	△28.72%
コミュニティ・プラント整備事業	佐屋区域	17.80%	17.80%	17.84%
温泉加算調整後	佐屋区域	18.10%	17.80%	17.84%
公共下水道事業	佐屋・佐織地区	△1.87% ※公共下水道事業は区域間の格差は無く、改正案は1案のみ		

**(2) <維持管理分担金> 資料番号2-2**

事業	区域	改定案①
農業集落排水事業	佐屋区域	△20.00%
	立田区域	△50.00%
	八開区域	△147.50%
コミュニティ・プラント整備事業	佐屋区域	△20.00%

**(3) <下水道使用料・維持管理分担金> 資料番号2-3**

料金種別	改定案①	改定案②	改定案③
下水道使用料 ①	1.01%	1.12%	1.45%
維持管理分担金②	△68.22%	△68.22%	△68.22%
① + ②	0.22%	0.33%	0.66%